

# ニューズレター

令和5年1月発行

第37号

Newsletter



公益  
社団  
法人

広島県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

Victim Assistance Center of Hiroshima

広島被害者支援センター

〒730-0031 広島市中区紙屋町2丁目2-18 サンモール5F TEL082-245-6667/FAX082-245-6668

URL : <http://www13.plala.or.jp/vach2-13/>





広島地方検察庁  
総務部長

寺本 哲也

## 年頭のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

広島被害者支援センター並びにその運営を支えておられる会員及び支援活動員の皆様方におかれましては、日頃から広島地方検察庁の被害者支援活動に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年4月には第4次犯罪被害者等基本計画がスタートし、令和4年4月には広島県及び広島市で犯罪被害者等支援条例が施行されるなど、社会全体で被害者支援に向けた体制の整備が進められています。また、当庁では、従前から、事件の処分状況等を被害者に通知する被害者等通知制度や公判廷における被害者保護の諸制度の適切な運用など、捜査及び公判における被害者支援に積極的に取り組んできました。しかし、被害者の精神的ケアや日常生活における支援など、当庁のみの取組では、被害者の要望に十分に答えることができないこともあります。裁判所や病院等への付添い支援など、息の長い被害者支援活動に取り組まれている貴センターに期待される役割は大きいものがあります。

現在、法制審議会において、性犯罪に対処するための法整備が議論されており、今後、きめ細やかな被害者支援の必要性は増すものと予想されます。当庁としては、引き続き、貴センターのほか、広島県を始めとする行政機関や各種団体との連携を強化し、より充実した被害者支援活動を実現したいと考えています。

貴センターの支援活動が充実したものとなり、広島県における被害者支援の取組がより一層推進されるよう祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。



公益社団法人  
広島被害者支援  
センター理事長

山本 一隆

## 年頭のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。皆様方におかれましては輝かしい新春を迎えられた事とお慶び申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染第8波が長引く中、ロシア軍によるウクライナ侵攻など世界に影を落とす暗いニュースもありましたが、その一方でサッカーワールドカップ大会での歴史的な快挙など嬉しいニュースにも接しました。また、懸案でありました犯罪被害者等支援条例が、広島県及び広島市において同時に制定・施行されまして、私達の記憶に深く残る記念の年となりました。

そうした中にありまして、当センターでは犯罪被害者等の各種支援を永続的に展開し、支援活動員によります電話相談や弁護士相談をはじめ、他府県センターと連携しての直接的な支援活動を実践してまいりました。11月に行われました犯罪被害者支援週間では、全国被害者支援ネットワークの特別顧問でもあります平井紀夫氏をお迎えして、「犯罪被害者とその支援～私の体験」と題する講演会等を開催し、皆様方の意識高揚や広報啓発に努めたところです。

本年度もそうした経験を踏まえながら、他府県との連携はもとより関係機関との連携を深めて、総合的・継続的に被害者・遺族の気持ちに寄り添った支援が実践できますよう、新しく人材を育成する為に養成講座の開催や支援活動員への継続的なスキルアップを図って参る所存です。

センターは平成16年の設立以来、18年間に及ぶ地道な活動を展開する中で少しずつ皆様方の認知度も向上しております。最近では、電話や面接の相談は横ばい状態ですが、被害者等への情報提供や関係機関との調整を内容とする直接的支援が増加しており、総体的にこれらの件数は年々増加する傾向にあると言えます。しかし、まだまだ県民全体へ浸透しているとは言えない状況にあります。

本年も引き続き、認知度の向上を図るため各種広報媒体の利活用を促進することは勿論、コロナ禍で中止しております街頭キャンペーンの再開や講演会を開催するなど、県民の皆様被害者支援への参加意識の高揚を図って共助の意識を根付かせる活動を推進してまいります。同時に、公助の観点から条例制定を機に各種制度の利活用を目指して参りたいと思いますので、変わらぬご支援やご協力を賜りますようお願い申し上げます。



# 令和4年度広島被害者支援センター 被害者支援講演会



当センター主催の令和4年度被害者支援講演会を、11月26日（土）に、広島弁護士会館で開催しました。今回もコロナ禍の中での開催となったため、参加人数を100名に制限し、規模を縮小して行いました。

今回の講演は、平井紀夫さんに「犯罪被害者とその支援 ～私の体験」と題してお話いただきました。平井紀夫さんは、1996年9月8日、当時大学生だった長男を中国の北京で殺害されるという悲しい体験をされました。その翌年、京都の被害者支援センター設立の際に参画されて以来、全国被害者支援ネットワークの理事、2012年から2020年まで同理事長と務められ、勤務先の企業での経験を活かして支援組織体制の確立と強化に努めてこられました。現在は、同ネットワーク特別顧問と京都被害者支援センター副理事長を務められています。今回の講演では、犯罪被害者遺族としてご自分の経験を伝えていただいた上で、日本の被害者支援の現状と課題を話されて全国の自治体における支援条例制定の必要性について強調されました。以下、お話の内容をまとめました。

1996年9月8日の夕刻、突然自宅に北京の日本大使館から電話が入り、「あなたの長男が北京のホテルで死んでいる。」「首を切られている。」「死体を解剖したいので同意を得たい。」「明日、北京へ来てもらいたい。」と手短かに伝えられました。息子は大学の夏休みを利用して8月16日から船で上海に渡り、昆明や西安などを旅した後、北京に入っていたのです。電話を聞いて全身が熱くなり、その場に座り込んでしまいました。しばらくすると、マスコミから取材の電話が鳴りだし、その後自宅のインターホンが鳴り出しました。それが午前2時まで続きました。翌朝、自宅の玄関を出る時、また、出発の関西空港でも、到着した北京空港でも、帰国の関西空港でもテレビカメラが待ちました。

北京では、墓地の一角にある死体安置所で遺体を確認した後、中国の公安（日本で言えば警察）から事情聴取があり、息子の経歴や中国にきた経緯など1時間半ほど事情聴取を受け、翌日には遺品の確認をしました。その後事件のあったホテルに行って部屋を見たいとお願いし、ホテルでは鍵穴から部屋を覗いて内部を見るのがやっとでした。翌日は再度息子の遺体と対面し、やっと帰国して告別式ができたのは事件から1週間後でした。事件直後は、よく寝られませんが、食事もままなりません。また、自宅から出ると、出会う人にじっと見られているような気がしました。なかなか自宅を出ることができないのです。漸く妻が買い物に出ると、知人から「お元気ですね。」とか「娘さんがおられて良かったですね。」と声をかけられました。被害者支援の中でよく聞くことですが、本当はお心遣いの言葉であったと思われそうですが、こうした何気ない一言でも実は傷つけられるのです。私も会社の人からの「頑張ってくださいね。」という言葉も、頑張っているから会社に来ているのであり、ショックを受けました。私がかような何気ない一言で傷がつくと話しますと、「それではどうしたらいいのですか。」と言われるわけですが、私は「ただ、寄り添っていただければいいのです。もうそれでよく分かりますから。」と申し上げております。





その後、毎週、家族と息子のお墓参りをするようになりました。10年間、毎週、墓参りを致しました。最初の頃は、一週間こういうことがあったよということを話していましたが、23年間一緒に暮らしてきたわけですので、どういう返事をするかということも分かります。お互いに話をしているような、そういう気持ちになってくるわけです。おのずと、息子は亡くなったけれども、我々家族としては息子と共に生きていこうと考えるようになりました。それが、現在の私の被害者支援活動ともつながっていると思います。

私の被害体験の翌年に京都のセンターが設立されることになり、企業の立場からの参画でしたが、私がこういった体験もあることから関わらせていただきました。理事会に出席しているうちに、やはりこれは被害者が発言しないといけないなど痛感したことが何回かありました。それで段々と出席回数も増え、

全国被害者支援ネットワークの理事として京都から加わるということになりました。ネットワークの理事になり、また、企業の経験から、副理事長として組織関係を担当することになり、全国被害者支援ネットワークの理事長に就任させていただきました。そういう意味では、企業の体験を、今度はボランティアとして生かしていくということが、大変重要なことと思ひ、さまざまな活動を進めてきたわけです。

民間団体は、被害直後から被害を回復されるまで継続して被害者に寄り添っていくこととして、ここに大きな役割があると思っています。ボランティアの方々は被害者にとっていろんな悩みに寄り添ってもらえる宝石のような存在だと思っています。同じ犯罪被害でも、被害の内容は一人ひとり異なるわけです。また被害者支援されるボランティアの方々も、それぞれ異なる人生を歩んで来られているわけであり、その異なる人同士の出会いがあって、支援活動が進んでいくわけで、私は世界に一つしかない支援と申し上げています。

日本の犯罪被害者支援は、欧米より20年遅れていると言われていています。2004年に国の犯罪被害者等基本法が制定されて翌年基本計画が策定され、国を挙げて犯罪被害者支援を進めていくことになりました。1992年に東京医科歯科大学の山上教授が自らの研究室で犯罪被害相談室を立ち上げられたのが、民間団体としての始まりですが、その後次々と全国の都道府県に被害者支援センターが設立されました。全都道府県の被害者支援センターが公安委員会指定の早期援助団体になり警察から早期に情報提供を受けることができるようになったのは、2015年からです。被害者支援センターが一定の相談員を確保でき、守秘性を保持して電話相談や面接相談できる設備があり、相談員・支援員の方々の守秘性が保たれているという体制の整備ができて公安委員会から指定を受けることができるのです。広域の犯罪被害ですと、被害者が多くの都道府県にまたがることになりまますから、被害者支援センターが連携して、情報共有していかなければならないわけであり、全国で早期援助団体に指定されますと、どこでもということが可能になります。

もう一つの柱が、「いつでも被害者支援」ということです。被害者支援センターの多くは相談時間が10時から16時です。そして今、全国で相談が1年に約4万件です。その60%が性犯罪被害で、性犯罪被害の過半は未成年です。つまり、性犯罪被害者は学校に行っておられるか、働いておられるわけですから、我々としては24時間365日の体制の構築を目指しましたが、最終的に東京でネットワークが24時間365日とはいかないけれども、朝7時から夜10時まで、土曜日日曜も含めて電話相談に応じる体制を作ろうということになりました。特に都民センターなど多くの首都圏等々の皆さんに助けていただいて相談員を育成して、2018年4月にネットワークに電話サポートセンターを設立いたしました。このナビダイヤル(0570-783-554)にご連絡いただけますと、ネットワークが電話に出ます。被害者支援センターが開かれているときには被害者支援センターに繋がり、休まれているときでもネットワークに繋がります。また支援が必要な場合は、ネットワークからセンターにつなぐという活動を進めてきました。

さらに、もう一つは人材育成です。先ず体系的な人材育成体系を構築し、被害者支援センターで実施される人材育成、ネットワークで実施する人材育成を分担しながら進めています。次に、それぞれの被害者支援センターで支援を行うリーダーが必要であり、全国を指導できるコーディネーターの育成に努めています。また、相談件数が増える一方、相談員の人数は横ばいです。さらに、その相談員の方々が、60歳以上の方が6割ということで、大きな課題を抱えています。しかしながら相談員・支援員の力量を向上させていくことは不可欠です。犯罪被害は多様化し、性犯罪が増えてきていますけれども、精神的な支援の専門的で新しい知





識を養成することは、なかなか被害者支援センターだけでは難しいことですから、被害者支援の変化に応じてネットワークが、全国あるいはブロック毎に研修に参加いただいて知識を学んでいただく、あるいは、そういう経験を共有していただく機会を作りながら、全体の底上げを図っています。その他、子どもへの支援では学校や教育委員会との連携、日本で被害にあわれた外国人への支援及び外国で被害にあわれた日本人への支援では海外の被害者支援ネットワークとの連携が必要です。

都道府県、市町村単位での被害者支援の条例制定への取り組みも必要です。条例は、国の基本法・基本計画と、都道府県・市町村の計画を結び付ける役割です。条例の制定後は、それに従い被害者支援計画を立てることが必要で、その立案には、被害者はもちろんのこと、被害者支援の民間団体、弁護士や学識経験者の方がたの意見を入れていただくことで、関係者の理解も深まり、協力を得られると思います。そこで大事なことは、3年計画であれば、3年後に条例制定の時と同様に関係者の意見を聞いて、結果を検証して、らせん階段をのぼるように被害者支援を進めていただくことが必要だと思います。京都では、国や都道府県、その他の関係組織のいろんな福祉制度がありますので、これらを一元的に取りまとめ、市町村の被害者支援の窓口で一体的に運営することができるよう検討中です。是非この広島県におきましても、参考にしていただければ幸いです。ご清聴ありがとうございました。

講演の後、広島県警察音楽隊による演奏会を行う予定にしていたのですが、一部隊員のコロナ感染症罹患に伴い、演奏不能になったことで中止とさせていただきます。

## 広島大学・広島修道大学の学生さんが手伝ってくれました — 募金活動を行いました —

会場準備や案内、募金コーナー等、皆さんテキパキと動いて下さいました。とても助かり嬉しかったです。ありがとうございました。今後も、若い人たちに犯罪被害者支援について関心を持ってもらえることを期待しています。講演会の会場で募金活動を行いました。多くの方が協力して下さい、たくさん募金が集まりました。大切に使用させていただきます。ありがとうございました。



## 令和4年度（4～12月）の支援活動状況

### 支援活動月別件数 ▼

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
電話相談開設日数	25	23	26	25	23	23	24	23	23	215
電話相談件数	33	44	26	39	43	33	33	47	31	329
面接相談件数	2	1	1	2	6	2	3	2	2	21
直接的支援件数	75	52	74	118	84	120	59	77	50	709
弁護士相談件数	0	1	1	3	2	3	0	1	1	12
臨床心理士相談件数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1

### 電話相談内容分類▶

殺人	1
暴行傷害	23
性的被害	36
D V	10
虐待	0
ストーカー	3
交通被害・事故	17
消費者問題	7
財産的被害	26
その他	188
問い合わせ	18
計	329



## 中四国管区警察局長表彰

永年にわたり被害者支援活動に功労のあった、廣田陽子犯罪被害相談員・後藤信行理事（左から2人目）の2名が、7月7日（木）に広島県警察本部において引地警務部長から表彰状を授与されました。

廣田さんは、電話相談・面接相談を始め、裁判所等への付添に支援をされ、後藤さんは広報啓発事業等の推進に多大な貢献をされました。



## 犯罪被害者支援功労者特別栄誉賞・栄誉賞受賞

10月14日（金）に「全国犯罪被害者支援フォーラム2022」が東京で行われ、特別栄誉賞は、その場で全国被害者支援ネットワーク理事長より賞状と記念品が渡され、栄誉賞はフォーラム翌日に行われた全国研修会の席上で授与されました。

広島被害者支援センター関連では、犯罪被害者の支援に尽くしたとして、村井裕美犯罪被害相談員（写真の右）が特別栄誉賞を、池田ゆみ犯罪被害相談員が栄誉賞を受賞しました。



## 全国理事長会議にオンラインで参加

理事長 山本 一隆

公益社団法人全国被害者支援ネットワークの令和4年全国理事長会議が8月9日13時30分からオンラインで開催され、広島被害者支援センターで参加しました。コロナ感染によりこの会議の開催は3年ぶり。また、オンラインによる開催は初めての経験となりました。

参加者は全国被害者支援ネットワークから椎橋隆幸理事長をはじめ副理事長、専務理事、理事ら11人、警察庁から被害者支援室の藤田有祐室長ら3人、それに全国の支援センターの理事長ら42人がオンラインで出席しました。

会議はネットワークの椎橋理事長のあいさつに続いて3つの講演がありました。1つ目は警察庁犯罪被害者支援室の藤田有祐室長による「警察による犯罪被害者支援の取組みの現状と今後」と題して、国の犯罪被害者等基本法の制定の経過や警察庁の対応について簡潔に説明されました。2つ目は全国被害者支援ネットワークの川本哲郎監事が「市町村犯罪被害者等支援条例制定への取組と行政の制度・施策について」全国の道府県の特化条例の比較と問題点を各道府県の実例を示しながら詳細に説明されました。特に自治体の規模によって被害者支援の不平等について地域格差が生じている現状に対して問題点を指摘されました。また最後に特化条例の中で人材の育成と学校における教育の促進を強調されました。

3つ目の講演は全国被害者支援ネットワークの奥山栄一専務理事による「ネットワークの事業について」と題してネットワークの第5期5年計画の概要について説明、基本方針と重点施策の中で①支援活動の質の向上②相談員等・事務局員の意欲の向上③組織体制の強化④広報啓発活動の充実・強化について強調されました。

3つの講演と質疑を入れて約3時間の会議の中で今後の支援活動を続けて行く上で、改めて全国の情報ネットワークの重要性を感じさせられた1日でした。



## 令和4年度上半期中四国ブロック事務局長会議及び同質の向上研修会出席

令和4年9月2日（金）に鳥取県で開催された中四国ブロック事務局長会議に事務局長・事務局次長が参加し、翌3日（土）、4日（日）に同じく鳥取県で開催された質の向上研修会に支援相談員3名が参加しました。



## コロナ禍での犯罪被害者週間キャンペーン

今年もコロナ禍のため、犯罪被害者週間の街頭キャンペーンは出来ませんでした。昨年同様、犯罪被害者週間を知らせるチラシを作成し、県内市町の相談窓口においてもらい、県民に配布しました。

また、ポスターも新しく作成し、自治体やバス協会をはじめ交通事業者及び総合病院等のご協力をいただき、公共施設や県内運行中のバス内等にポスターを掲示する広報活動を実施しました。



### バス・電車・タクシー及び病院等での広報活動の実施

年間を通じてタクシーによる広報活動を行うと共に、犯罪被害者週間にあわせて、自治体やバス協会・トラック協会をはじめ交通事業者及び総合病院等のご協力をいただき、公共施設や県内運行中のバス・電車内にポスターを掲示する広報活動を実施しました。



<ポスター掲示にご協力をいただいた交通事業者・総合病院等> 広島電鉄株式会社（広島市）、広島バス株式会社（広島市）、広島交通株式会社（広島市）、芸陽バス株式会社（東広島市）、株式会社中国バス（福山市）、鞆鉄道株式会社（福山市）、備北交通株式会社（庄原市）、因の島運輸株式会社（尾道市）、本四バス開発株式会社（尾道市）、中国ジェイアールバス株式会社（広島市）、おのみちバス株式会社（尾道市）、エイチ・ディー西広島株式会社（広島市）、宝塚タクシーグループ（広島市）、県立広島病院（広島市）、広島大学病院（広島市）、広島市民病院（広島市）、国立病院機構呉医療センター（呉市）、JA 広島総合病院（廿日市市）、広島赤十字・原爆病院（広島市）、浜臨整形外科病院（広島市）、株式会社広島バスセンター（広島市）、JR 広島駅（広島市）<順不同>

## 共同募金「社会課題解決プロジェクト」への参加

犯罪被害者への支援活動は、ますます重要性を高めていますが、活動を支える経費は、企業・団体・個人の会費・寄付によるところが大であり、安定した財源確保は、当センターの大きな課題でもあります。

その財源確保の一助として、平成23年度から実施している、共同募金会と連携した募金活動「社会課題解決プロジェクト」に今年も参加することにしました。この活動には、社会課題の解決のために支援活動を行っている、社会福祉法人・公益社団法人・NPO法人などの非営利活動団体が参加しています。

募金の期間は、令和5年1月1日～3月31日までの3ヶ月間です。

募金活動にご協力いただいた支援金は、犯罪や事故等の被害に遭われた方や、ご家族・ご遺族の支援活動に活用する資金です。

被害者等を県民皆で支えていく共助の気運を作るためにも、ご協力をよろしくお願い致します。



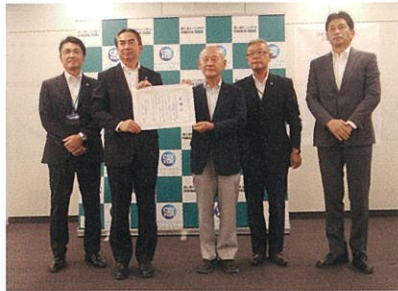


## 「犯罪被害者支援自販機」を設置いただき感謝状贈呈

自動販売機の売上代金の一部を、支援金として当センターに寄付していただくもので、この度新規に「あいおいニッセイ同和損保様（広島市中区）」に同社ビル設置の自販機5台を「犯罪被害者支援自販機」として設置いただきましたので、9月14日、理事長から感謝状を贈呈しました。

同自販機は県内で27台となりました。

設置について詳しくはセンター事務局へお問い合わせ下さい。



## 高額寄付受納と感謝状贈呈

この度、上手賀子様より、ご尊父様の逝去に伴いまして「犯罪被害者等への支援活動にお役立て下さい」と、当センターへ高額の御寄付を賜りましたので、11月8日、当センターに於きまして、山本理事長から感謝状を贈呈し謝意を表明しました。

まずは御礼を申し上げますと共に、拝受いたしました御厚志につきましては、御意向を体し被害者等の被害の早期回復と軽減を図る各種支援活動に活用させていただきますと存じます。



## 編集後記

今号では、犯罪被害者週間に際して開催された被害者支援講演会の内容を中心に、長年にわたり犯罪被害者支援にあたっている相談員や理事の表

彰の様子、また、被害者支援への寄付への御礼などを掲載しました。講演者の平井紀夫さんのお話は、犯罪被害者遺族としての切実な気持ちと、そこから「いつでも、どこでも可能な」被害者支援とそのための人材育成の必要性が求められていることがよくわかる内容で、支援活動を行う私たちに強く印象付けられました。ここで、改めまして感謝申し上げたいと思います。

## 福山地区のマクドナルド7店舗から寄付受納

日本マクドナルド(株)「福山蔵王店」様から、御寄付を頂きました。

同店は、福山市内にあります「福山王子町店、福山伊勢丘店、福山新涯中央店、COCOROSE福山店、486万能倉店、福山サービスエリア店」と共に、福山市内で交通安全イベントを開催されたそうで、7店舗を代表される形で当日のゲーム売上金などを御寄付くださいました。

背景には、交通遺児への支援を含め社会に貢献したいとの思いから、福山北警察署へご相談をされ、その際、当センターの存在や犯罪被害者等への支援活動を知ると共に、その活動意義にご賛同されて同署を通じ御寄付を賜ったものです。

その思いに応えるためにも、電話や面接の相談活動や、病院や警察・検察及び裁判等への付き添い支援などを通じまして、被害者等への支援活動に有効活用させていただきます。皆様方へ、心よりお礼を申し上げますと共に、引き続きご理解やご協力を賜りますようお願いしております。



## (公益) 広島被害者支援センターをサポートくださる 賛助会員・寄付を募集しています

広島被害者支援センターは、会員の皆様のご理解とご協力に支えられて運営している団体です。犯罪や交通事故などの被害にあわれた方や家族の方への支援活動を財政面からサポートして下さる会員を募集しています。

- 1 賛助会員とは**

センターが行う被害者支援活動の意義をご理解いただき、財政面でのご支援という形で事業に参加していただく会員をいいます。
- 2 賛助会員の種類と会費**

賛助会員(年会費)は、  
 個人会員 1口 2,000円  
 法人・団体会員 1口 10,000円  
 口数に制限はありません。  
 その他、寄付も随時受け付けています。
- 3 振込み先**

**銀行をご利用の方**  
 広島銀行県庁支店 口座番号(普通)3007871  
 加入者名 公益社団法人 広島被害者支援センター  
 理事長 山本 一隆

**郵便局をご利用の方**  
 口座番号 01310-6-57119  
 加入者名 公益社団法人 広島被害者支援センター
- 4 入会していただく**

年2回発行予定の「ニュースレター」とシンポジウムや講演会の案内を送付します。



本誌は、共同募金会の助成を受けて発行しています。